



紙面から

- お知らせ
日野市障害者計画・第3期日野市障害福祉計画素案にご意見をお寄せください.....2
- お知らせ
三世代が寄り添う暮らしに関する市民意識調査にご協力を.....5
- 催し
市立病院開設50周年記念講演会を.....5 開催
- 特集
平成24年度予算編成状況から厳しさ増す市の財政状況.....8

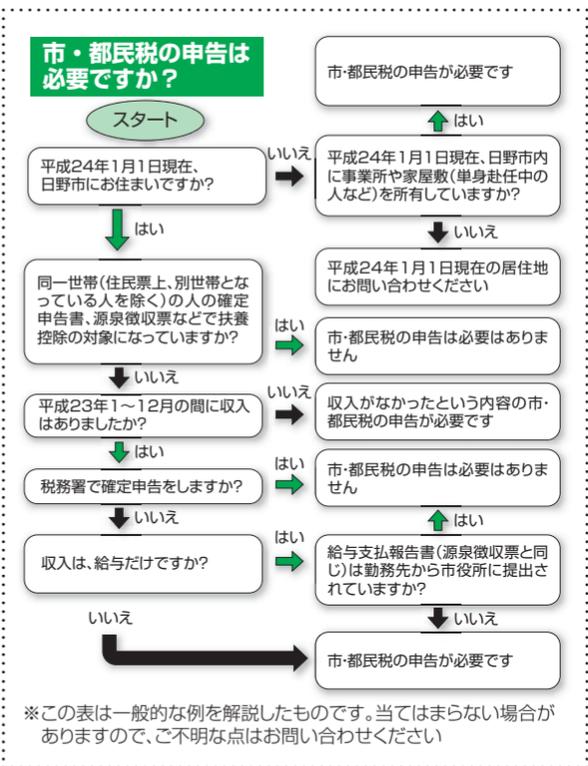
市・都民税の申告受付が始まります

受付期間は2月16日(木)～3月15日(木)

申告会場は市役所 1階101会議室

所得税の確定申告をされる方・勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方は、市・都民税の申告をする必要はありません。また、所得税の確定申告をしなくてもよい方でも、市・都民税の申告をする必要のある場合がありますのでご注意ください。

市民税課



申告相談・受付

市・都民税の申告相談・受付は下表のとおりです。七生支所、豊田駅連絡所でも完全に記入済みの市・都民税申告書はお預かりしますが(日曜日を除く)、税専門の職員がいないため申告相談はできません。なお、申告書は郵送でも受け付けます。

市・都民税の申告相談・受付日程表

日程	時間	会場
2月16日(木)～3月15日(木) ※土曜・日曜日を除く。 ただし、2月18日(土)・25日(土)は実施	8:45～17:00	市役所 1階101会議室
2月21日(火)～23日(木)	9:00～11:30 13:00～16:30	七生福祉センター (七生公会堂1階)

申告に必要なもの

- 市・都民税申告書(申告書が送られている方はその用紙)
- 平成23年中の所得(収入)に関する書類
 - 給与と所得の方は、源泉徴収票か給与明細書
 - 公的年金受給者の方は、公的年金の源泉徴収票
 - 給与・公的年金以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる帳簿や領収書など
- 平成23年中の控除に関する書類
 - 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金などの社会保険料を支払った方は、その支払済額の分かる書類※国民年金保険料等(国民年金の保険料および国民年金基金の掛金)について社会保険料控除の適用を受けるには、支払いをした旨を証する書類を添付する必要があります
 - 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料を支払った方は、その控除証明書
 - 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書
 - 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
 - そのほか控除に必要な書類※社会保険料などで、給与と所得の源泉徴収票に記載されている分については、必要ありません
- 印鑑(認め印で可)

平成24年度 市民税・都民税の税制改正

- 扶養控除の見直し
 - 年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に対する控除が廃止されました。控除対象の扶養親族の年齢が16歳以上(平成8年1月1日生まれ以前)になりました。年少扶養親族の人数については、控除対象扶養親族などの数に加ええないこととなります。
 - 年齢16歳以上19歳未満(平成5年1月2日～平成8年1月1日生まれ)の人の扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止されました。扶養控除の額が33万円となり、特定扶養親族の範囲の年齢が19歳以上23歳未満(昭和64年1月2日～平成5年1月1日生まれ)の扶養親族に変更されました。

個人市・都民税の扶養控除の全体像

年齢	控除額	備考
年少扶養親族 33万円【廃止】	一般の控除対象扶養親族 33万円※	特定扶養親族 45万円
16～18歳	19～22歳	23～69歳
～15歳	16～18歳	19～22歳
※平成24年度から一般扶養親族		
【変更後】控除対象扶養親族		
【変更前】扶養親族		
一般の控除対象扶養親族 33万円	特定扶養親族 45万円	一般の控除対象扶養親族 33万円
少年老親等 加算7万円	老人扶養親族 38万円	

- ※年少扶養親族は控除対象から外れますが、市・都民税の所得割・均等割の非課税判定や障害者控除の適用は年少扶養親族を含んだ形で算定します。
- 同居特別障害者加算の特例措置の改組
年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、控除対象配偶者または扶養親族が同居特別障害者である場合に、配偶者控除または扶養控除の額に23万円を加算する措置は、同居特別障害者に対する障害者控除の額1人につき53万円とする制度に改められます。
- 寄付金税額控除の適用拡大
寄付金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。平成23年1月1日以降に支払われた寄付金から適用されます。
- 上場株式などに係る配当・譲渡所得に対する軽減税率の延長
上場株式などに係る配当および譲渡所得に対する10%軽減税率(所得税7%および市・都民税3%)の適用期限が2年間延長され、平成25年12月31日までになります。

申告書の配布

市・都民税申告書は、市役所1階市民税課、七生支所、豊田駅連絡所にあります。なお、郵送もできますので必要な方はご連絡ください。

再就職をされる方へ

平成24年度の市・都民税について、特別徴収(給与天引き)を希望する場合は、新しい勤務先を通じて4月6日(金)までに市へ切替申請書を提出してください。

如月を迎えました。陽は伸びてきたけれど冷え込みは一層募ります。大震災からの復興も大変で、ヨーロッパ経済不安やパンコク水害の影響が重なり、日本企業も苦しさを増しています。新年度の予算案が固まりましたが、前にも申し上げたようにこちらも実に厳しい内容です。歳入では、市内経済の冷え込みや固定資産税の評価替えの影響により、市税総額が減少気味。国の交付金や補助金も減額の見通しです。歳出では、義務的経費(生活保護などの扶助費、国民健康保険などへの繰入金、起債返還や利払いなどの公債費)の総額が増え続け、新年度ではどうとう税収を上回ってしまったのです。職員人件費もここ数年下げ続けたのですが、さらに減額されもう限界に近い。これまで進めてきた行政改革により、日野市政は随分スリムになりました。でも、道路や施設整備など投資的経費の縮減だけでは対応できません。いよいよ教育や福祉の分野も切り込まざるを得なくなりました。どうしても必要な額は確保したつもりですが、幅広い市民生活に影響が及ぶと思います。ご理解ください。年頭挨拶でも申し上げたように今年のテーマは「覚悟を、そして希望を」いか思いは叶う。日野市政を安定的に継続させ、次の世代にしっかり引き継ぐために、職員も努力しますが、市民皆さまにも厳しさへの覚悟とご協力を、切に願っています。でも、そんな厳しさの中、今年も「農の学校」が土づくりからスタート。農業はこの寒さに始まり、そして秋に豊かな実りを生むのです。農業の底力、日本の底力、いざという時の日野人の底力を信頼し、希望をもって市政を進めたいと思います。限々に残る寒さやうめの花

厳しい予算にご理解を
 日野市長 弘 融